

新旧対照表

2024年2月16日

au カブコム証券

変更箇所は下線部

・お取扱商品の重要事項の説明

新	旧	備考
<u>「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」</u> において、金融商品販売業者等は「有価証券等の金融商品の販売等が行われるまでの間に、顧客に対し、価格変動リスク、信用リスク、権利行使・契約解除の期間の制限（以下、「重要事項」という。）について説明しなければならない。」旨が規定されていることにより、当社は、お取扱商品について説明すべき「重要事項」を下記の通りまとめました。	<u>金融サービスの提供に関する法律</u> において、金融商品販売業者等は「有価証券等の金融商品の販売等が行われるまでの間に、顧客に対し、価格変動リスク、信用リスク、権利行使・契約解除の期間の制限（以下、「重要事項」という。）について説明しなければならない。 <u>(同法第3条第1項)</u> 」旨が規定されていることにより、当社は、お取扱商品について説明すべき「重要事項」を下記の通りまとめました。	法律名修正  参照先削除
<u>(2024年2月改訂)</u>	(追加)	改訂日修正

以上